(6)　設置等の認可（第一七条関係）

イ　国及び地方公共団体以外の者は、設置又は廃止等を行おうとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならないこととした。

ロ　都道府県の条例で定める基準を満たした施設について、その設置者が欠格事由に該当する場合及び供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、設置の認可をすることとした。

ハ　設置の認可に当たっては、都道府県は、市町村に協議しなければならないこととした。

(7)　その他

指導監督、大都市特例等の規定を整備した。（第一八条～第二七条関係）

4　主務大臣

主務大臣は、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣とした。（第三六条関係）

5　その他

㈠　幼保連携型認定こども園に関する特例

(1)　この法律の施行の際に現に存する幼保連携型認定こども園については、施行日に、3の㈢の(6)のイの設置の認可があったものとみなすこととした。（附則第三条関係）

(2)　施行日の前日において現に幼稚園を設置している者であって、一定の要件を満たしているものは、当分の間、3の㈢の(1)の規定にかかわらず、幼保連携型認定こども園を設置することができることとした。（附則第四条関係）

㈡　保育教諭等の資格の特例

施行日から起算して五年間は、3の㈢の(4)のイの規定にかかわらず、幼稚園の教諭の免許の普通免許状を有する者又は保育士の資格の登録を受けた者は、保育教諭等となることができることとした。（附則第五条関係）

6　この法律は、一部の規定を除き、子ども・子育て支援法（平成二四年法律第六五号）の施行の日から施行することとした。

◇**子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律**（法律第六七号）（内閣府本府）

1　子ども・子育て支援法（平成二四年法律第六五号）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二四年法律第六六号）の施行に伴い、関係法律の規定の整備をするとともに、所要の経過措置を定めることとした。（第一条～第七三条関係）

2　この法律は、一部の規定を除き、子ども・子育て支援法の施行の日から施行することとした。

◇**社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律**（法律第六八号）（財務省）

一　消費税法の一部改正関係（第二条関係）

1　消費税の税率を六・三パーセント（現行四パーセント）に引き上げることとした。（消費税法第二九条関係）

2　消費税の収入については、地方交付税法に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てることとした。（消費税法第一条関係）

3　その事業年度の基準期間がない資本金一、〇〇〇万円未満の新設法人のうち、その事業年度開始の日において他の者により当該新設法人の株式等の五〇パーセント超を直接又は間接に保有される場合で、かつ、当該他の者及びその特殊な関係にある法人のうちいずれかの者の課税売上高が五億円を超える場合には、当該新設法人の基準期間がない事業年度については、事業者免税点制度を適用しないこととした。（消費税法第一二条の三関係）

4　直前の課税期間の確定消費税額が四八万円（一年分）以下であることにより中間申告義務のない事業者が、中間申告書を提出する旨の届出書を提出した場合には、中間申告書を提出できることとする制度を設けることとした。（消費税法第四二条及び第四四条関係）

5　平成二五年一〇月一日前に締結した工事の請負契約等に基づき、平成二六年四月一日以後に当該契約に係る課税資産の譲渡等が行われる場合には、当該課税資産の譲渡等に係る消費税率は、現行税率（四パーセント）とする等の経過措置を講ずることとした。（附則第一六条及び第一七条関係）

二　税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置関係（第七条関係）

一及び二の規定により講じられる措置のほか、政府は、所得税法等一部改正法附則第一〇四条第一項及び第三項に基づく平成二四年二月一七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱に記載された消費課税、個人所得課税、法人課税、資産課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、次に定める基本的方向性によりそれらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならないこととした。

1　消費課税については、消費税率の引上げを踏まえて、次に定めるとおり検討することとした。（第七条第一号関係）

㈠　低所得者に配慮する観点から、番号制度の本格的な稼動及び定着を前提に、関連する社会保障制度の見直し及び所得控除の抜本的な整理と併せて、総合合算制度、給付付き税額控除等の施策の導入について、所得の把握、資産の把握の問題、執行面での対応の可能性等を含め様々な角度から総合的に検討する。

㈡　低所得者に配慮する観点から、複数税率の導入について、財源の問題、対象範囲の限定、中小事業者の事務負担等を含め様々な角度から総合的に検討する。

㈢　一の規定の施行から㈠及び㈡の検討の結果に基づき導入する施策の実現までの間の暫定的及び臨時的な措置として、社会保障の機能強化との関係も踏まえつつ、対象範囲、基準となる所得の考え方、財源の問題、執行面での対応の可能性等について検討を行い、簡素な給付措置を実施する。

㈣　消費税の簡易課税制度の仕入れに係る概算的な控除率については、今後、更なる実態調査を行い、その結果も踏まえた上で、その水準について必要な見直しを行う。

㈤　消費税率が段階的に引き上げられることも踏まえ、消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生ずることのないよう、事業者の実態を十分に把握し、次に定める取組を含め、より徹底した対策を講ずる。

(1)　消費税の円滑かつ適正な転嫁に資するため、事業者等が消費税の転嫁及び価格表示等に関して行う行為についての指針を策定し、その周知徹底を図り、相談等を行うこと。

(2)　中小事業者向けに相談の場を設置するとともに、講習会の開催等を行うこと。

(3)　取引上の優越的な地位を利用して下請事業者等からの消費税の転嫁の要請を一方的に拒否すること等の不公正な取引の取締り及び監視の強化を行うこと。

(4)　競争を実質的に制限することにより対価を不当に引き上げる行為を抑止するための独占禁止法の厳正な運用及び便乗値上げ防止のための調査、監督及び指導を行うこと。

(5)　適正な転嫁等への取組を効果的に推進する観点から、関係行政機関の相互の緊密な連携を確保し、総合的に対策を推進するための本部を内閣に設置すること。

(6)　消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、独占禁止法及び下請法の特例に係る必要な法制上の措置を講ずること。